第３章　都市整備の方針

都市整備の方針は、「基本理念」や「将来都市構造」を実現するための都市全体に関する整備方針であるとともに、都市計画における基本的な指針として、「土地利用の方針」「地域生活拠点の整備方針」「交通施設の整備方針」などの 11 の方針を示すものです。これらの方針は今後、交通や防災、市街地開発、景観などに関する各種計画に反映されます。

1　土地利用の方針

1）基本的な考え方

・本市は、美しい海岸、みどり豊かな丘陵、扇状地に広がる肥沃な農地など、海山川の豊かな自然環境を有しています。また、これまでに形成された既成市街地およびまとまった集落が田園地域に点在する都市構造で、県内の各市町と比較すると、人口密度が高くコンパクトにまとまった都市といえます。

・2013 年に都市計画区域の再編と本市独自の条例である「能美市の適正な土地利用に関する条例（以下「土地利用条例」という。）」の制定などの土地利用制度の見直しを行い、「市街地と田園部の均衡ある能美市独自の共生型土地利用」を推進しています。

・今後は、コンパクトにまとまった市街地や集落の暮らしの質の向上を図り、相互の連携を強化することで、豊かな暮らしと持続的なまちづくりの実現を目指します。

・指定されている用途制限と、現状の土地利用や今後の土地利用方針が異なっている地区については、必要に応じて用途地域を見直し、適正な用途の誘導を図ります。

【市内航空写真】

2）土地利用の区分と地区別土地利用方針

・第２次能美市総合計画で示す将来都市構造の８つのゾーン分類を基に、17 の地区に区分し、土地利用方針を設定します。

・土地利用の現状および変化の動向や、都市の基盤となる公共施設の整備状況を踏まえ、将来都市像を具体化するため、土地利用の基本的な考え方に基づき、次のように土地利用の方針を定めます。

・2014 年に創設された立地適正化計画は、コンパクトシティ・プラス・ネットワークを目指すものであり、本市が目指す将来都市像の考え方と合致しています。一方、新たな規制・誘導が生じることから、本市の土地利用条例を含む都市計画制度の運用を含めて導入の必要性を検討します。

総合計画のゾーニング	土地利用区分		（主な該当箇所）	土地利用方針（概要）	対象地域例
快適居住ゾーン	（１）住宅地	①低層住宅地区	土地区画整理事業区域 第一種低層住居専用地域など	・低層でゆとりある良好な居住環境の維持・充実に努めるとともに、移住・定住の受け皿として積極的に有効活用を図る地区。	大成町（大成地区）、福島町（しらさぎの里）、 寺井町（寺井地区）、泉台町、緑が丘、松が岡、和光台 など
		②一般住宅地区	用途地域 市街地縁辺部	・日常利便性に資する商業機能の確保および空き家・空き地などの未利用地の有効活用を進め、快適な居住環境を形成するとともに、移住・定住の受け皿として活用を図る地区。	福岡町、大成町、福島町、浜町、寺井町、大長野町、 湯谷町、粟生町、宮竹町、三ツ屋町、出口町、辰口町 など
	（２）商業地	③一般商業地区	中心市街地 商業集積地	・これまでのストックを活かし、地域住民に密着した身近な商店街として、商業環境や地域の魅力の向上と活性化を図る地区。	寺井町（寺井図書館周辺）、辰口温泉街　など
		④沿道商業・業務地区	幹線道路沿線商業集積地 幹線道路沿線利用適地	・既存の土地利用やその立地条件を活かし、日常生活の利便性向上等に資する生活サービス機能の立地を促進する地区。 ・基幹都市軸などの主要幹線道路沿線の利用適地において、地域の利便性を向上させる施設等の立地を図る地区。	大成町（土地区画整理事業地）、寺井町（(都)大成末寺線沿線）、 加賀海浜産業道路沿線、旧国道８号沿線　など 加賀産業開発道路沿線、能美東西連絡道路沿線　など
駅周辺ゾーン		⑤駅周辺地区	ＪＲ能美根上駅周辺	・能美市の顔にふさわしい交通拠点機能の維持・充実とともに、空き家・空き店舗の活用等による商業機能の集積を推進していく地区。	ＪＲ能美根上駅周辺
産業振興ゾーン	（３）工業地	⑥産業集積地区	工業団地 産業集積候補地	・周囲の住環境や田園・自然環境との調和を図りながら、産業集積に向けた基盤整備や都市の機能強化に資する施設の立地を促進する地区。	既存工業団地（臨海、福島、能美、赤井、粟生、下清水、岩内　など） 産業集積候補地（吉原町、福島町、粟生町、新保町、下清水町周辺など）
		⑦職住近接地区	工業系/住居系近接地区	・小規模な店舗や事務所、工場などの施設と居住環境が調和した市街地環境を形成する地区。	道林町、山口町、吉光町　など
研究開発ゾーン		⑧研究開発地区	いしかわサイエンスパーク	・ＩＣＴ関連施設や研究所など、先端産業の企業誘致の推進を図る地区。	いしかわサイエンスパーク
伝統工芸ゾーン	（４）文化・史跡地域	⑨伝統・文化地区	九谷陶芸村周辺	・地域の個性である伝統・文化資源を保全・活用し、広域的な観光・交流の拠点となる地区。	九谷陶芸村
		⑩史跡地区	古墳群周辺・根上松周辺	・古墳群や根上松などの史跡周辺の環境を保全するとともに、交流拠点として活用する地区。	能美古墳群（寺井山、和田山・末寺山、秋常山、西山）、 根上松周辺
集落・田園ゾーン	（５）集落・田園地域	⑪集落地区	土地利用条例に基づく開発可能地区	・無秩序な開発を防止し、周囲の田園や里山と共存した集落を形成しつつ、空き家・空き地も活用した住宅や利便施設などの誘導により、コミュニティの活力を維持していく地区。	赤井町、五間堂町、中ノ江町、小杉町、牛島町、石子町、 秋常町、灯台笹町、岩内町、山田町、徳久町、和気町 など
		⑫田園地区	農業振興地域 （集落地区を除く）	・無秩序な開発を防止し、良好な田園環境を保存する地区。	農業振興地域
リフレッシュゾーン	（６）自然活用地域	⑬レクリエーション地区	辰口丘陵部・海岸部	・各種レクリエーション施設の活用・利便性の向上により、広域的な交流を促進する地区。	道林寺公園、翠ヶ丘運動公園、クアハウスＮ９、 辰口丘陵公園、いしかわ動物園、物見山運動公園、 こくぞう里山公園、辰口放牧場周辺　など
		⑭海岸地区	日本海沿岸	・ハマナス群落や松林が植生する海岸線を保全し、市民の安らぎの場として活用を図る地区。	石川海岸
		⑮手取川沿岸地区	手取川沿岸	・豊かな自然環境を保全しながら、自然とのふれあいの場を形成し、用水・河川の氾濫等の防災に配慮する地区。	手取川沿岸
		⑯里山地区	市域東南部の丘陵部 （一部、都市計画区域外を含む）	・丘陵部の豊かな緑を保全しながら、自然と調和した里山景観を形成するとともに、急傾斜地等防災に配慮する地区。	和佐谷町、舘町、金剛寺町、坪野町、鍋谷町、仏大寺町 など
自然環境ゾーン	（７）自然保全地域	⑰山間地区	都市計画区域外の山間部	・都市計画区域外の山間部であり、自然保全と急傾斜地等防災に配慮する地区。	山間部

（１）住宅地

①低層住宅地区

・大成町や福島町、寺井町、泉台町、緑が丘、松が岡、和光台などの土地区画整理事業地区などにおいては、今後とも建物用途の混在のない低層でゆとりある良好な居住環境の維持・充実に努めるとともに、移住・定住の受け皿として積極的に有効活用を図ります。

【根上北部土地区画整理事業】

②一般住宅地区

・小学校周辺などの既成市街地においては、空き家・空き地などの未利用地の有効活用を進め、より快適で住み良い居住環境の向上に努めるとともに、居住環境の保全に配慮しつつ、日常生活に必要な施設の立地を図ります。
・幹線道路沿道などの市街地に隣接する地区においても、新たな移住・定住の受け皿として有効活用を図るとともに、生活の利便性に資する商業機能の確保を図ります。

（２）商業地

③一般商業地区

・寺井図書館周辺においては、既存のストックを活かしながら、商業や福祉・子育てなどの日常生活に必要な都市機能の集積を誘導することで、まちの拠点としての機能向上および活性化を図ります。
・辰口温泉街周辺においては、由緒ある温泉宿泊施設を活かしながら、商業・居住系が融合した土地利用を促進し、市民や観光客がにぎわう拠点としての楽しめるまちづくりを進めます。
・建築物の耐震化・不燃化等による防災性の向上や歩行者・自転車にやさしい環境整備などにより、安全で快適なまちの拠点として環境整備を推進します。

④沿道商業・業務地区

・商業・業務施設が集積している幹線道路沿線においては、その立地条件を活かし、日常生活の利便性向上に資する生活サービス機能の充実を図ります。
・基幹都市軸などの主要幹線道路沿線においては、地域の利便性を向上させる商業・業務施設や交通利便性を活かした工業・流通施設等の立地を図ります。

【大成町（(都)大成末寺線沿線）】

⑤駅周辺地区

・ＪＲ能美根上駅周辺においては、能美市の顔にふさわしい交流・交通拠点機能の維持・充実とともに、空き家・空き店舗の活用等による商業機能の集積を図り、にぎわいと活力の中心として創出します。

【ＪＲ能美根上駅】

（３）工業地

⑥産業集積地区

・既存工業団地への企業誘致や操業環境の維持・充実を進めるとともに、周辺の住環境や田園・自然環境との調和を図りながら、能美根上スマートＩＣをはじめとした良好な交通環境を活かし、新たな企業誘致や産業振興に向けた基盤整備、都市の機能強化に資する施設の立地を促進します。

【国道８号沿線の工業団地】

⑦職住近接地区

・小規模な店舗や事務所、工場などの用途と住宅系の用途が混在している地区においては、建物用途の混在を許容しながら、快適で利便性の高い暮らしができるように、適切な土地利用の誘導を図ります。

⑧研究開発地区

・いしかわサイエンスパーク内の北陸先端科学技術大学院大学との連携を図り、新たな技術や産業を創出する研究所などの先端産業の誘致を促進します。

・背後地の自然を保全し、学生や市民が憩える適正な開発を推進します。

【いしかわサイエンスパーク】

（４）文化・史跡地域

⑨伝統・文化地区

・九谷陶芸村においては、地域の個性である伝統・文化資源を建築協定等により保全するとともに、九谷茶碗まつりをはじめとした各種イベント等での活用を促進し、周辺の自然環境との調和を図りながら、広域的な観光・交流の拠点としての土地利用を推進します。

【九谷陶芸村】

⑩史跡地区

・歴史遺産である古墳群などの史跡周辺においては、地域の歴史を後世へ確実に継承する地区としてその環境を保全するとともに、交流拠点として活用するため能美古墳群の保存整備を推進します。
・根上地区の名前の由来である根上松周辺地区においてその環境を保全し、周辺土地利用は史跡景観と調和したまちなみを維持します。

【能美古墳群】

【根上松周辺地区】

【根上松】

（５）集落・田園地域

⑪集落地区

・田園部や丘陵部の集落においては、無秩序な開発を抑制し、周囲の田園や里山と共存した集落の形成を図ります。
・集落の活力維持および活性化を目的として、空き家・空き地所有者に活用を促し、地域の利便性向上に資する施設および住居系の土地利用を誘導します。

⑫田園地区

・水田を主体とした良好な農地においては、無秩序な開発による土地利用の混在を防止し、今後とも本市を特徴づける良好な田園環境として保全します。

（６）自然活用地域

⑬レクリエーション地区

・多くの県民が集う県下有数の地区として、また、市民の憩いの場となる地区として、各種レクリエーション施設の適切な維持管理および有効活用を図ります。

⑭海岸地区

・ハマナス群落や松林が植生する地区においては、本市を特徴づける自然として保全するとともに、市民のやすらぎの場としての活用を図ります。

⑮手取川沿岸地区

・豊かな自然環境の保全とともに、用水・河川の氾濫などの防災に配慮しながら手取川水辺プラザなどの親水施設の活用を促進し、自然とのふれあいの場の形成を図ります。

⑯里山地区

・能美丘陵においては、豊かな緑の保全とともに、防災面に配慮しながら自然と調和した里山景観の形成に向け、適切な土地利用を誘導します。

（７）自然保全地域

⑰山間地区

・都市計画区域外の市内東部の山間部においては、自然環境の保全と防災面に配慮した土地利用を推進します。

【山間部の豊かな環境】

土地利用方針図

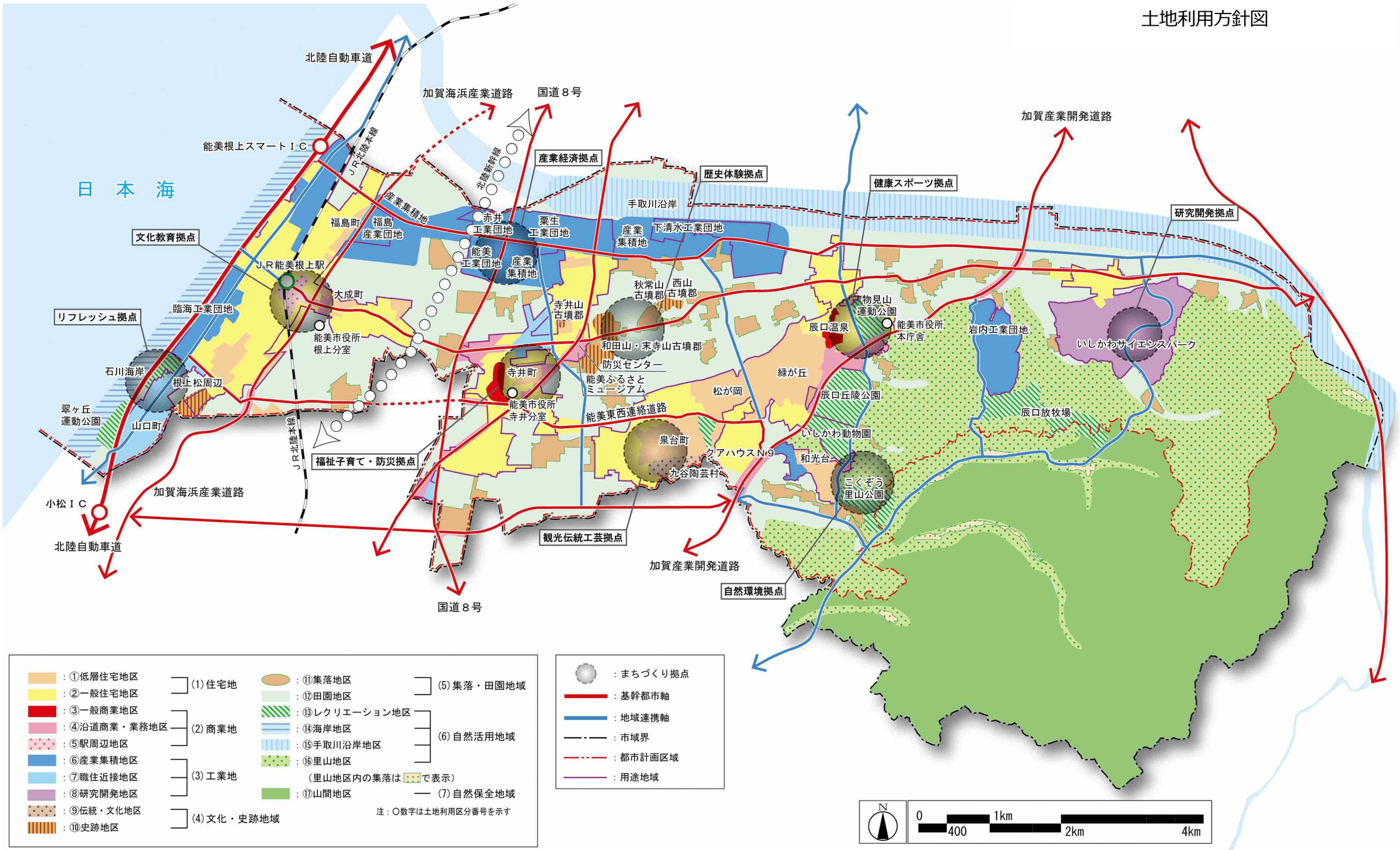
日　本　海
北陸自動車道
加賀海浜産業道路
国道８号
加賀産業開発道路
能美根上スマートＩＣ
ＪＲ北陸本線
北陸新幹線
産業経済拠点
歴史体験拠点
健康スポーツ拠点
研究開発拠点
文化教育拠点
リフレッシュ拠点
福祉子育て・防災拠点
観光伝統工芸拠点
自然環境拠点
産業集積地
福島町
福島産業団地
赤井工業団地
粟生工業団地
能美工業団地
産業集積地
手取川沿岸
産業集積地
下清水工業団地
ＪＲ能美根上駅
大成町
臨海工業団地
能美市役所根上分室
石川海岸
根上松周辺
翠ヶ丘運動公園
山口町
小松ＩＣ
寺井山古墳郡
秋常山古墳郡
西山古墳郡
和田山・末寺山古墳郡
防災センター
能美ふるさとミュージアム
寺井町
能美市役所寺井分室
能美東西連絡道路
泉台町
九谷陶芸村
クアハウスＮ９
松が岡
緑が丘
辰口温泉
物見山運動公園
能美市役所本庁舎
辰口丘陵公園
いしかわ動物園
和光台
こくぞう里山公園
岩内工業団地
辰口放牧場
いしかわサイエンスパーク
：①低層住宅地区
：②一般住宅地区
(1) 住宅地
：③一般商業地区
：④沿道商業・業務地区
：⑤駅周辺地区
(2) 商業地
：⑥産業集積地区
：⑦職住近接地区
：⑧研究開発地区
(3) 工業地
：⑨伝統・文化地区
：⑩史跡地区
(4) 文化・史跡地域
：⑪集落地区
：⑫田園地区
(5) 集落・田園地域
：⑬レクリエーション地区
：⑭海岸地区
：⑮手取川沿岸地区
：⑯里山地区
(6) 自然活用地域
（里山地区内の集落は　で表示）
：⑰山間地区
(7) 自然保全地域
注：○数字は土地利用区分番号を示す
：まちづくり拠点
：基幹都市軸
：地域連携軸
：市域界
：都市計画区域
：用途地域
N
0
400
1km
2km
4km

2　地域生活拠点の整備方針

１）基本的な考え方

・本市は、これまでの各種まちづくりの展開により、良好な都市基盤や生活環境が整備されるとともに、地域のつながりを活かした、支え合い・助け合いによるコミュニティが形成されてきました。
・今後もこれまでに整備した市街地や集落の基盤およびコミュニティを維持・活用し、日常生活に必要な暮らしの機能が集積した地域生活拠点（小さな拠点）を構築するとともに、地域生活拠点間および地域生活拠点と集落を公共交通等のネットワークで有機的に結び、暮らしの安全と安心を確保した持続可能な地域の形成を目指します。
・地域生活拠点は、役割に応じて２つの階層に分けて位置づけます。
本市の古くからの既成市街地であり、にぎわいの拠点である地域を「地域拠点」、各小学校の周辺などで地域活動の中心となる地域を「生活拠点」とします。
それぞれの役割に応じた機能の集積を図るとともに、地域生活拠点間の連携・機能補完により、都市全体で総合的な支え合いを実現します。

【 「小さな拠点」づくりのイメージ 】

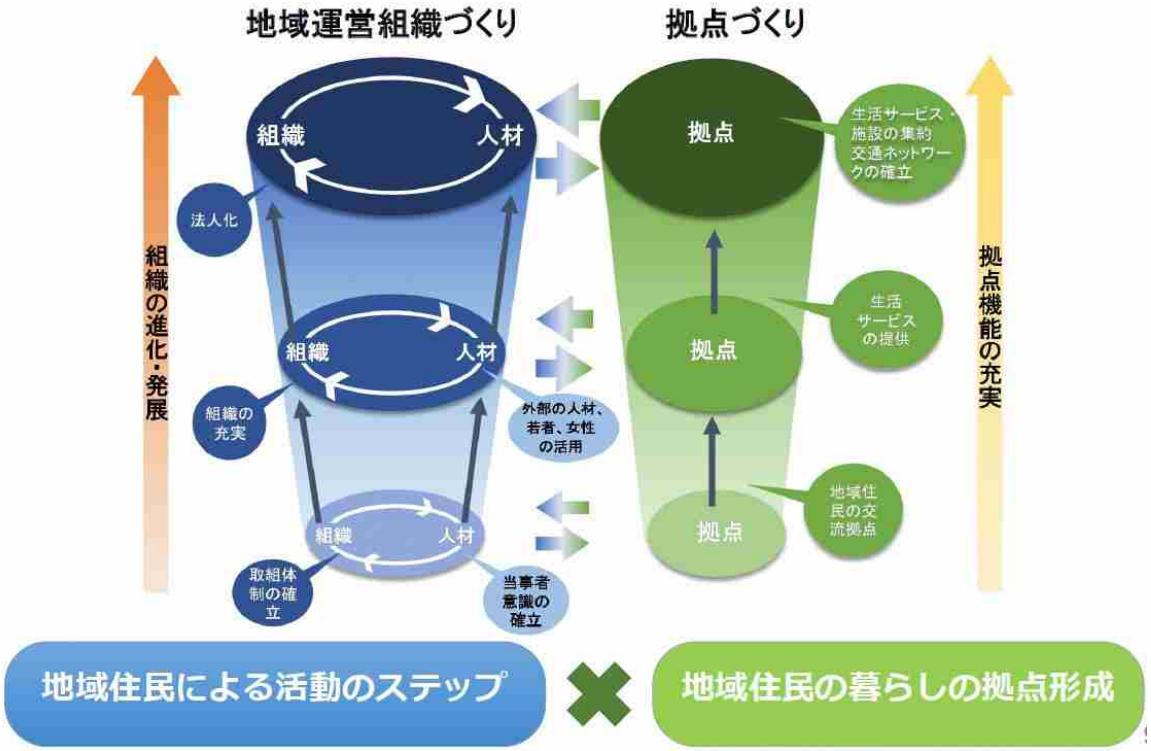

出典：内閣府地方創生推進事務局

２）地域生活拠点の整備方針

（１）地域拠点［第１層］※地域生活拠点の中で中心的な役割を持つ３つの地域

・本市のにぎわいの拠点として、これまでに都市基盤整備を実施し、商業や福祉・医療・行政などの日常生活に必要な様々な機能が立地する地域を設定します。
・かねてよりまちの核として形成されてきた地域であることから、都市基盤の集積を活かし、本市の賑わいや活力の創出を図るとともに、子どもから高齢者までが活動できる拠点や交流の場、高齢者や障がいのある人にとってもやさしい歩行空間の整備など、様々な都市活動がうまれる空間づくりを推進します。

（２）生活拠点［第２層］※地域生活拠点の中で上記（１）以外の地域

・様々な地域活動やコミュニティのつながりの基礎となる小学校周辺を基本とし、地理的条件や地域の特性を考慮して設定します。
・これまでに整備した都市基盤や様々な施設の集積、コミュニティのつながりを活かし、住み慣れた地域で暮らし続けられる機能の維持・充実を図ります。

（３）集落（町会・町内会）［第３層］

・本市には、良好な田園環境や自然環境と共生する集落が点在しています。これらの集落では、地域での健康づくりや見守り・支え合いの活動の促進等に向け、公民館や集落センター等の既存施設の維持・充実を図ります。

（４）ネットワーク

・地域生活拠点間や地域生活拠点と集落との連携強化に向け、コミュニティバスの利便性の向上や地域特性に応じた新たな公共交通体系の導入を検討するとともに、地域生活拠点における乗り換え拠点の整備やバス待ち環境の整備など、交通結節機能の強化を図ります。

【拠点とネットワークの関係図】

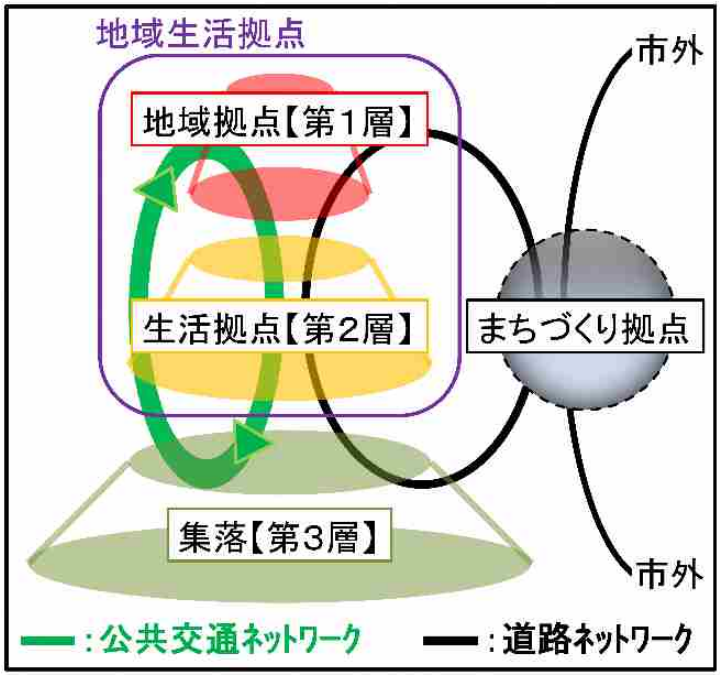

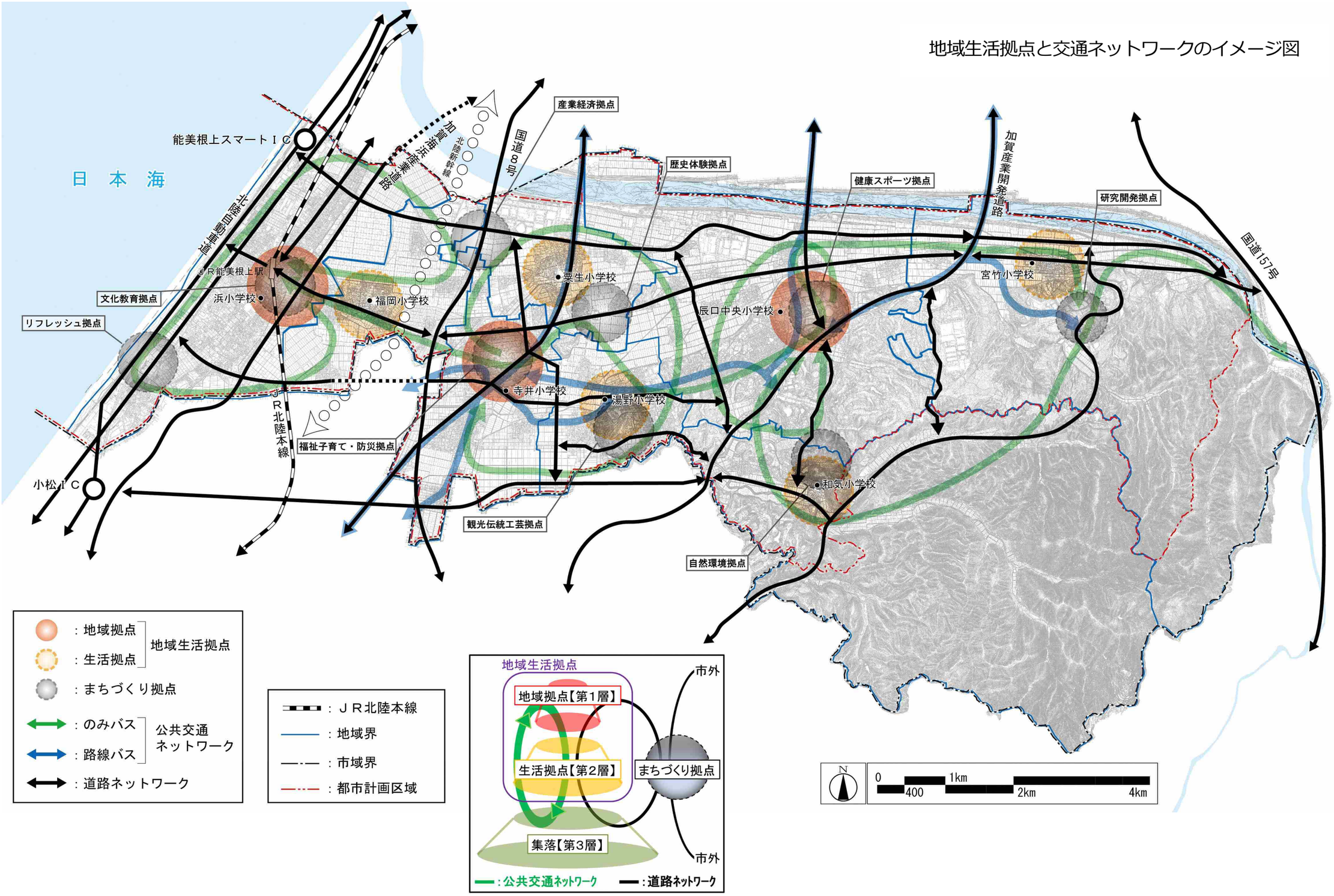
地域生活拠点と交通ネットワークのイメージ図
日　本　海
能美根上スマートＩＣ
北陸自動車道
能美根上工業団地
北陸新幹線
国道８号
産業経済拠点
歴史体験拠点
健康スポーツ拠点
加賀産業開発道路
研究開発拠点
国道157号
ＪＲ能美根上駅
文化教育拠点
リフレッシュ拠点
浜小学校
福岡小学校
要生小学校
辰口中央小学校
宮竹小学校
寺井小学校
湯野小学校
ＪＲ北陸本線
福祉子育て・防災拠点
小松ＩＣ
和気小学校
観光伝統工芸拠点
自然環境拠点
：地域拠点
：生活拠点
地域生活拠点
：まちづくり拠点
：のみバス
：路線バス
公共交通ネットワーク
：道路ネットワーク
：ＪＲ北陸本線
：地域界
：市域界
：都市計画区域
地域生活拠点
地域拠点【第１層】
生活拠点【第２層】
集落【第３層】
まちづくり拠点
市外
市外
：公共交通ネットワーク
：道路ネットワーク
N
0
400
1km
2km
4km

3　交通施設の整備方針

１）基本的な考え方

・北陸自動車道、加賀海浜産業道路、国道８号、加賀産業開発道路からなる広域交流軸に比べ、市内外の連携に重要な東西軸が不足しており、整備の促進による機能強化および能美根上スマートＩＣを使った北陸自動車道との連結による利便性の高い道路ネットワークを構築します。
・歩行者や自転車にやさしい道路や生活道路の整備・充実を図るとともに、道路施設の長寿命化や協働による維持管理体制の構築を進めます。
・誰もが安心して移動できる環境を維持・向上していくために、市内を円滑に移動できる公共交通網の充実および持続可能な運行に向けた利用促進を図ります。

【能美根上スマートＩＣ】

２）交通施設の整備方針

（１）道路ネットワークの整備

・市外との広域的な交流や、まちづくり拠点をはじめとする市内の連携を強化するため、関係機関と協力しながら、基幹都市軸や地域連携軸の整備を促進します。
・子どもからお年寄りまで、誰もが安全に安心して市内を回遊できるように、バリアフリーやわかりやすい案内表示などによる歩行者や自転車にやさしい道路の整備を進めるとともに、地域の魅力づくりや景観形成、自然環境への配慮を図ります。
・橋りょう等の道路施設の老朽化に対し、予防保全的な改修による長寿命化および道路里親制度等の市民と行政の協働による効率的な道路の維持管理体制の構築を進めます。

（２）公共交通網の整備

・ＪＲ北陸本線や路線バス、コミュニティバス「のみバス」の利便性向上により、市民や来訪者の移動の円滑化に努めるとともに、地域拠点・生活拠点・集落を結ぶ地域公共交通の充実により、市民が安全に安心して生活できるよう、交通サービスの向上等を図ります。
・市民が自ら公共交通を「使って支える」意識の啓発を図るとともに、市民参加の促進による各種公共交通の維持・活性化に向けた「交通まちづくり」を推進します。

【コミュニティバス（のみバス）】

道路の種類	道路整備の方針
A． 主要幹線道路 （基幹都市軸）	◆市を縦断し広域交流を促進する南北軸の整備・充実とともに、まちづくり拠点の連携を強化する東西軸の整備を促進し、はしご（ラダー）状の道路ネットワークを構築します。 ・市外の各都市との広域的な交流や連携を強化するため、新たなネットワークとして加賀海浜産業道路の整備を促進します。 ・市内の交流や連携において重要な役割を果たす能美東西連絡道路などの東西方向の幹線道路の整備を促進します。 ・既存道路については適切な維持管理により機能維持に努めます。 ＜対象とする路線＞ 北陸自動車道、加賀海浜産業道路、国道８号、（都）国道線、加賀産業開発道路、（都）根上国道線、（都）大成末寺線、（主）小松鶴来線、（都）下ノ江高堂線および高堂泉台線（能美東西連絡道路の一部）　など
B． 幹線道路 （地域連携軸）	◆市内の各拠点の連携や移動を容易にし、日常生活を支える道路ネットワークの整備・充実を図ります。 ・主要幹線道路を補完する幹線道路として、整備・充実を図るとともに、既存道路については適切な維持管理により機能維持に努めます。 ＜対象とする路線＞ （都）木曽街道線、（都）粟生佐野線、（都）出口湯屋線、（主）小松辰口線　など
C． 補助幹線道路	◆上記の幹線道路を補完し、市内の連携や交流を促進する道路として整備・充実を図ります。 ・上記の幹線道路の整備に伴う交通需要などの変化に応じ、市内の円滑な移動に資する道路の整備を推進するとともに、既存道路については適切な維持管理により機能維持に努めます。 ＜対象とする路線＞ （都）北中央線、（都）佐野和気線　など
D． 主要な生活道路	◆上記の幹線道路や補助幹線道路を補完するとともに、住民の日常の利便性に供する道路として整備・充実を図ります。 ・上記以外の主要な生活道路は、歩道の新設・拡幅、バリアフリー化など、歩行者や自転車にやさしく安全・安心な道路空間を創出し、身近な生活道路の安全と交通の円滑化を図ります。
E． 集落内生活道路	◆集落内の日常生活に密着し、相互のコミュニケーションを維持する道路として設定します。 ・歩行者や自転車にやさしく安全・安心な道路空間の創出および住民と行政の協働による維持管理を促進します。

※（都）：都市計画道路、（主）：主要地方道（県道）

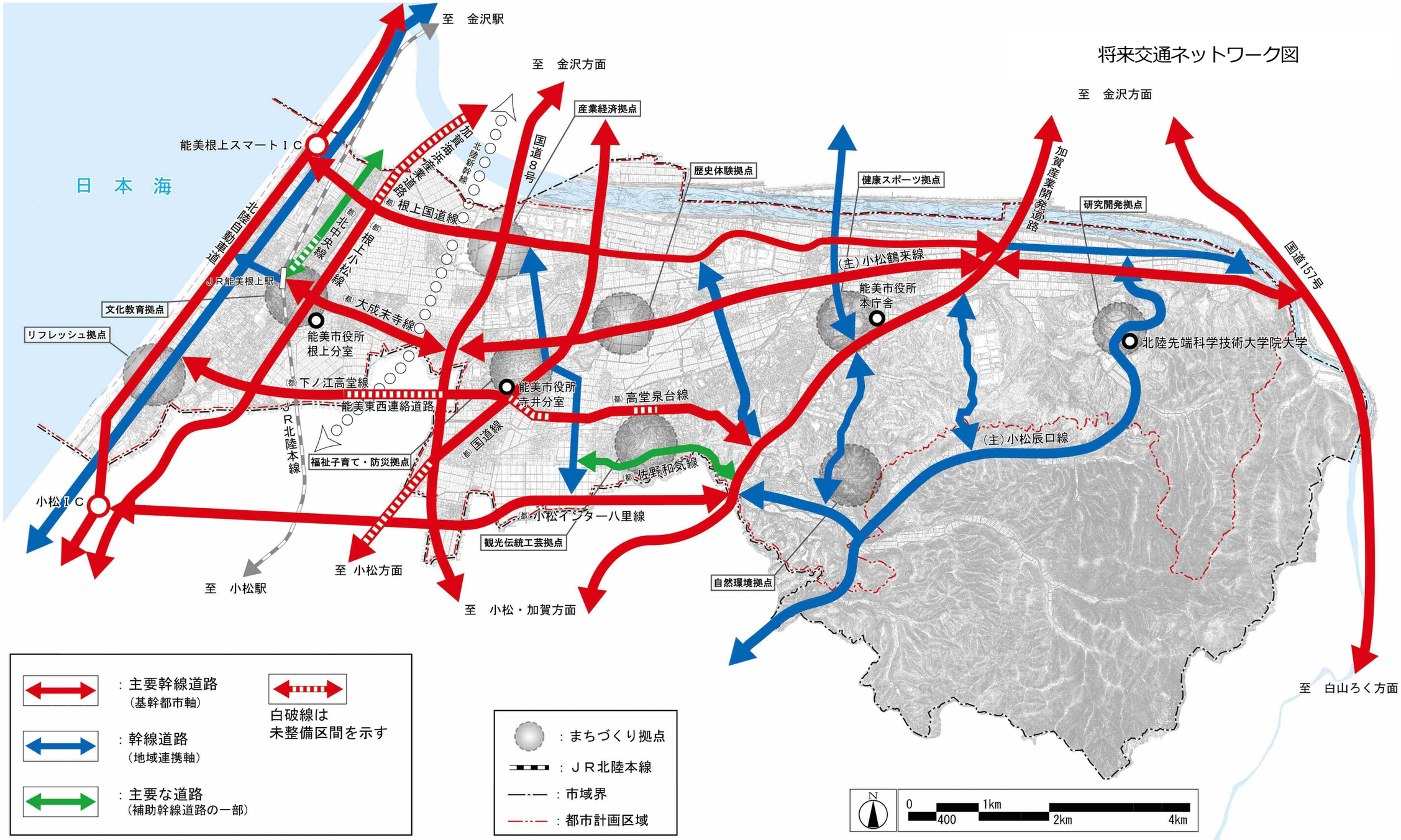
将来交通ネットワーク図
至　金沢駅
至　金沢方面
至　金沢方面
日　本　海
能美根上スマートＩＣ
北陸自動車道
JR能美根上駅
文化教育拠点
リフレッシュ拠点
産業経済拠点
歴史体験拠点
健康スポーツ拠点
研究開発拠点
福祉子育て・防災拠点
観光伝統工芸拠点
自然環境拠点
北陸新幹線
高速鉄道整備区間
国道８号
加賀産業開発道路
国道157号
(都)北中央線
(都)根上小松線
(都)根上国道線
(都)大成末寺線
(都)下ノ江高堂線
能美東西連絡道路
JR北陸本線
(都)国道線
(都)高堂泉台線
(都)佐野和気線
(都)小松インター八里線
(主)小松鶴来線
(主)小松辰口線
能美市役所
根上分室
能美市役所
寺井分室
能美市役所
本庁舎
北陸先端科学技術大学院大学
小松ＩＣ
至　小松駅
至　小松方面
至　小松・加賀方面
至　白山ろく方面
：主要幹線道路
（基幹都市軸）
：幹線道路
（地域連携軸）
：主要な道路
（補助幹線道路の一部）
白破線は
未整備区間を示す
：まちづくり拠点
：ＪＲ北陸本線
：市域界
：都市計画区域
N
0
400
1km
2km
4km

4　公園緑地の整備方針

1）基本的な考え方

・都市公園は、2019 年 3 月時点で約 147ha（73 箇所）が整備されており、１人当たりの面積は約 29 ㎡で、国の目標値である１人当たり 20 ㎡を上回っています。
・公園や緑地は、地域住民にとってのやすらぎ・ふれあいの場であるとともに、災害発生時の避難場所としての機能も有することから、既成市街地内における身近な公園・緑地の整備・充実とともに、山林、緑地、鎮守の森などの身近なみどりの保全・活用を図ります。
・老朽化した施設が増加しており、地域住民と行政の連携による維持管理および有効活用とともに、施設の長寿命化計画に基づく適切な維持管理・更新を図ります。

【物見山運動公園】

2）公園緑地の整備方針

公園緑地の区分		公園緑地の整備方針
都市公園	身近な公園 街区公園 近隣公園 地区公園	・子供から高齢者まで誰もが安全で気軽に利用できるよう、地域の個性を活かし、バリアフリーなどにも十分配慮した住民の憩いの場の創出や親しみやすい公園づくりを推進するとともに、協働による公園緑地の維持管理を推進します。
	拠点的な公園 総合公園 運動公園	・総合公園や運動公園の適切な維持管理と充実を図り、本市の広域的・拠点的なレクリエーションの場として利用促進を図ります。 ・海岸部においては、白砂青松の自然環境やレクリエーション施設の集積を活かし、心身のリフレッシュと市民の憩いを育む拠点として整備を推進します。
	上記以外の公園 特殊公園 都市緑地 墓園等	・本市は、自然環境とともに歴史文化の宝庫でもあり、歴史教育の拠点となるよう、特殊公園としての「歴史公園」など地域資源を有効に活用します。 ・「墓園」の利用促進を図るため、さらなる整備を推進します。
その他の公園	スポーツ施設 ｱﾐｭｰｽﾞﾒﾝﾄ施設 ｺﾐｭﾆﾃｨ広場等	・大規模施設としては辰口丘陵公園やいしかわ動物園があり、市民のみならず、他市町からの利用促進を図ります。 ・コミュニティ広場や子供の広場も重要な憩いの場であり、適切な維持管理を推進します。

公園・緑地配置方針図

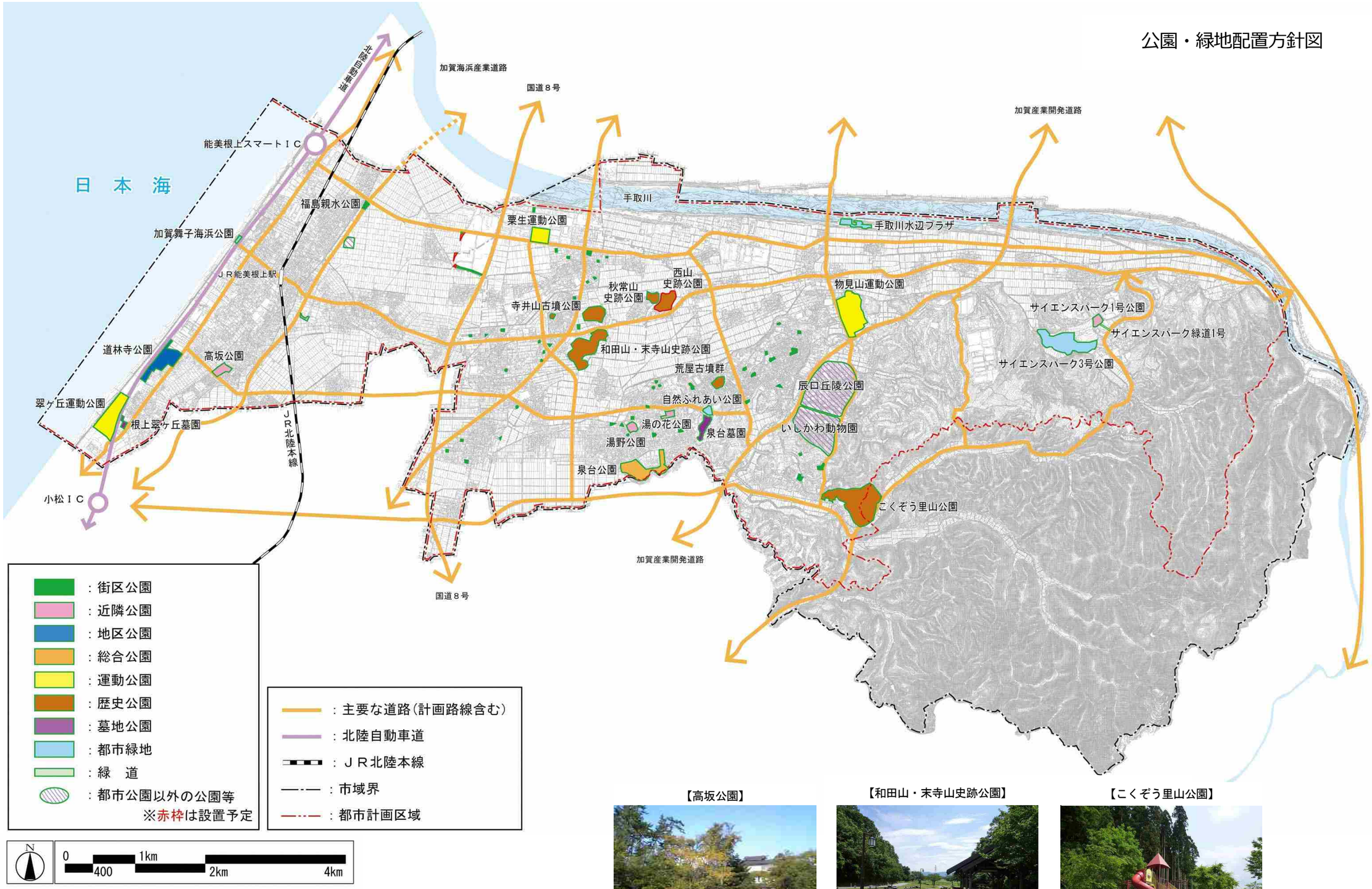

【高坂公園】

【和田山・末寺山史跡公園】

【こくぞう里山公園】

5　海岸、河川・水路の整備方針

１）基本的な考え方

・海岸保全施設の整備により、失われつつあった砂浜が回復傾向にあり、今後とも関係機関に働きかけながら、海岸の保全と自然災害の防止等に努めます。
・集中豪雨等の水災害を未然に防止し、安全な居住環境を形成するため、河川整備をはじめとした流域治水対策を推進します。
・海岸・河川等は都市のうるおいのスペースとして、親水機能や景観を重視した整備を進めるとともに、美しい海岸・河川を維持するために、市民の意識高揚を図り、水辺清掃の継続的実施に努めます。

【石川海岸の保安林再生事業】

２）海岸、河川・水路の整備方針

（１）海岸の整備

・本市の海岸線沿いの松林は保安林に指定されており、その内訳は飛砂防備保安林、風致保安林、保健保安林です。
・白砂青松の景観を後世に継承するため、保安林の保全・再生、松くい虫の被害防止対策を継続するとともに、海岸保全と災害防止対策、海岸環境整備を推進します。

（２）河川・水路の整備

・鍋谷川など主要河川の改修を促進します。
・手取川水系の支川西川、熊田川について、河川改修および合流地点の樋門の設置を促進します。
・集落内や周辺の生活排水路は住民主体による維持管理を基本とし、排水不良箇所の改修や安全施設の設置とともに、開発時における調整池の適切な維持管理を行うなど、市民等との連携による流域治水対策を促進します。
・国、県等との連携による景観・護岸整備の促進や河川敷の有効活用を図るとともに、市民等との協働による河川愛護活動やイベントの開催等により、水環境を大切にする心の醸成を図ります。

【住民による河川の維持管理】

6 供給・処理施設の整備方針

1）基本的な考え方

・上水道及び工業用水道については、水の安定供給を図るため、運営基盤の強化に努めるとともに、老朽施設の更新や耐震化を計画的に実施します。
・本市の下水道事業は３事業により整備されており、2019年３月時点で、普及率はほぼ 100%に達し、接続率も90%を超え、充実した環境が形成されています。今後は生活環境の改善、公衆衛生の向上、河川の水質改善をより一層図るため、適切なマネジメントを行います。
・管路や施設の老朽化が進行しており、計画的な更新と耐震化等による災害に強い水道・下水道施設を目指します。
・廃棄物処理については、「能美市地域循環型社会形成推進地域計画」に基づき、今後はごみの減量化・資源化の意識向上を促進します。

【寺井新保水道管理センター】

2）供給・処理施設の整備方針

（1）上水道の整備

・上水道は市内全域をカバーしており、老朽化した施設・管路の計画的な更新や震災等の災害時を考慮した耐震化による安定的な供給を図ります。
・工業用水道の安定供給に向け、老朽施設の更新や耐震化を計画的に実施します。

（2）下水道の整備

・本市の下水道は、加賀沿岸流域関連下水道（梯川処理区）、単独公共下水道（東部処理区）および農業集落排水からなっており、処理区の統廃合の実施や水質基準を超える流入水への対応強化、農業集落排水施設の機能強化等による事業の効率化を推進します。
・汚泥処分については、汚泥の減量および有効利用を進めています。

（3）廃棄物処理施設の整備

・廃棄物については、ごみ焼却施設、埋立処分場で処理する一方、リサイクルセンターの利用促進を図り、５Ｒ運動（不要なものを買わない、ごみを減らす、再使用する、修理して使う、再生利用する）の推進によるごみの減量化を目指します。

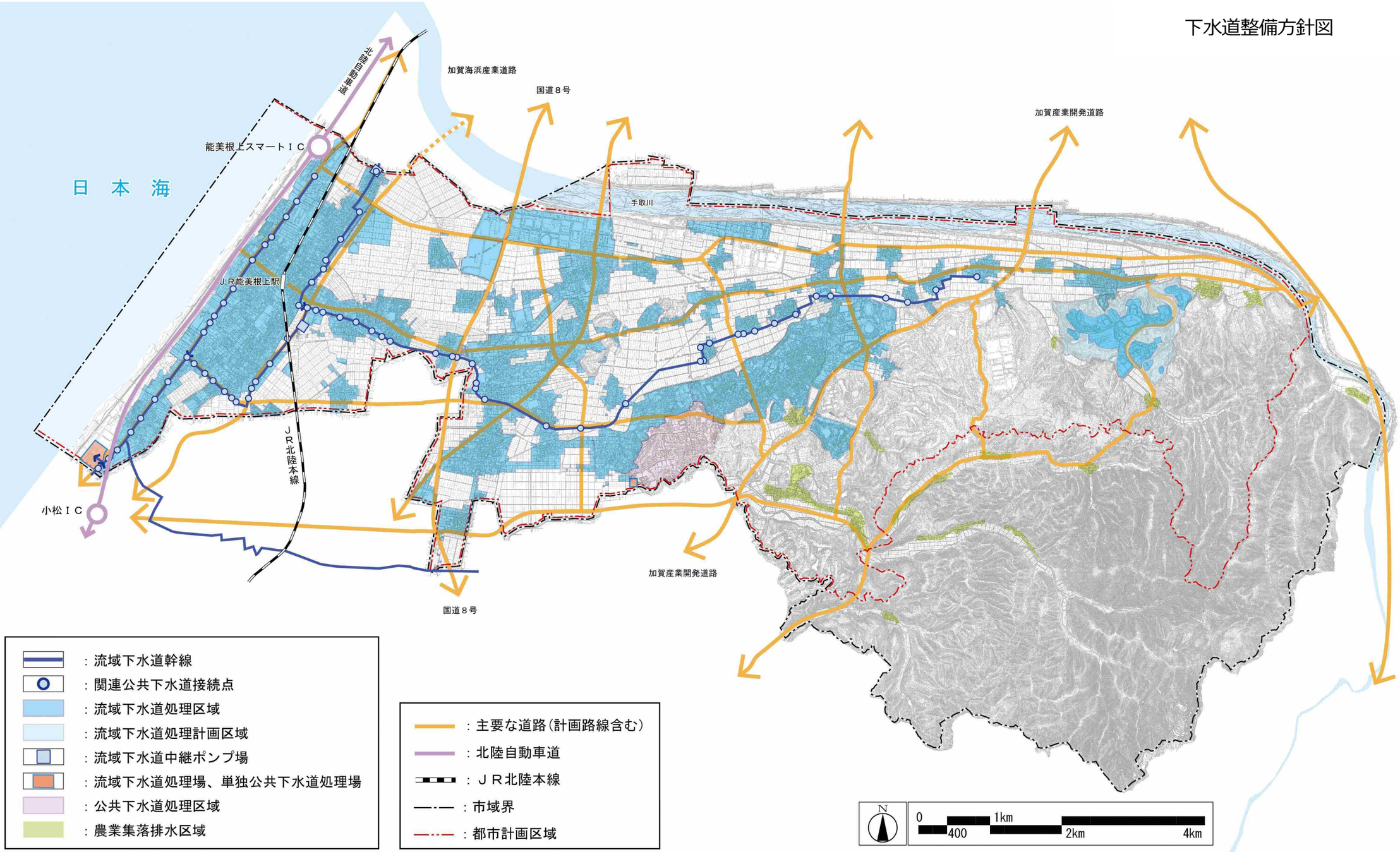
下水道整備方針図
日　本　海
北陸自動車道
加賀海浜産業道路
国道８号
加賀産業開発道路
能美根上スマートＩＣ
手取川
ＪＲ能美根上駅
ＪＲ北陸本線
小松ＩＣ
加賀産業開発道路
国道８号
：流域下水道幹線
：関連公共下水道接続点
：流域下水道処理区域
：流域下水道処理計画区域
：流域下水道中継ポンプ場
：流域下水道処理場、単独公共下水道処理場
：公共下水道処理区域
：農業集落排水区域
：主要な道路（計画路線含む）
：北陸自動車道
：ＪＲ北陸本線
：市域界
：都市計画区域
N
0
400
1km
2km
4km

7　その他公共公益施設の整備方針

１）基本的な考え方

【長野保育園】

・公共公益施設については、「能美市公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的に適切な維持管理、修繕、更新するとともに、効率的で質の高い公共サービスを提供するため、民間活力の活用を含め、有効活用を検討します。
・社会福祉施設等については、「能美市地域福祉計画」に基づいて、地域の福祉活動に取り組む「人づくり」、地域の課題を共有し、ともに解決する「地域づくり」、地域で安心して暮らせる「支援づくり」を基本にし、高齢者や障がいのある人、子どもなど、全ての人々が、安心して暮らせる、地域共生社会の実現を目指します。
・教育施設・コミュニティ施設に関しては、児童・生徒の健全な発育、地域コミュニティの醸成を図るため、公民館などの施設整備や機能の充実を推進します。

２）その他公共公益施設の整備方針

（１）社会福祉施設・公営住宅の整備

①老人福祉施設

・本市には、介護保険施設として、特別養護老人ホーム２箇所、老人保健施設３箇所、介護療養型医療施設１箇所、介護医療院１箇所の計７箇所があります。今後、さらなる高齢化に伴う要支援者・要介護者の増加が想定され、サービス付高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の多様な形態の住まいを推進します。

②障がい者施設

・本市には、入所施設１箇所、グループホーム 10 箇所、その他就労支援など関連施設が 40 箇所あり（令和３年 10 月 1 日現在）、住み慣れた地域で自立し安心して生活を営んでいただけるよう整備してきました。今後も地域で住み続けることができるよう、必要なサービスの整備と障がいの理解啓発を推進します。

③保育園

・本市には、市立認定こども園 14 園と私立認定こども園１園で保育サービスを実施しています。今後、少子化が進行する中、保育の適正規模を考慮した効率的で質の高い保育サービスの提供を図ります。

④児童福祉施設

・児童の健康増進、情操教育を目的とした児童館など、多種多様化する保育ニーズに対応できる児童福祉施設の充実を図ります。
・子育て家庭に対する相談指導、子育てサークル等への支援など、地域全体で子育てを支援する体制の強化を図るため、子育て支援センター・子ども発達支援センターが設置されています。

④公営住宅

・本市には、公営住宅が 11 地区・287 戸、特定公共賃貸住宅が３地区・45 戸あります。
・今後の少子高齢化の進行を見据えた施設の整備・充実を図るとともに、長寿命化計画に基づく予防保全的な改修を継続的に実施します。

（２）教育施設・コミュニティ施設の整備

①小中学校

・本市には、小学校が８校、中学校が３校あり、改築・改修など学校施設の計画的な整備を推進します。

②文教施設

・根上総合文化会館をはじめ、根上学習センターや図書館、能美ふるさとミュージアムなどは生涯学習活動の促進、組織・人材の育成を図る場として、地域住民の芸術・文化・学習活動がさらに活発となるよう学習情報収集・提供システムなどを確立し、機能強化を図ります。

③コミュニティ施設

・能美市市民協働まちづくりセンターなど、高齢者や障がいのある人、大人から子どもまであらゆる階層の市民が集い、地域文化の活性化や継承、イベント開催等を通じてふれあえるよう、機能強化を図ります。

④体育施設

・市民が気軽に生涯スポーツに親しみ、安全安心に利用できる施設として、市民や時代のニーズに合った整備を計画的に進め、充実を図ります。

⑤その他の施設

・その他の施設として、妊産婦・乳幼児から高齢者まで健康診断や健康相談、健康教育等を行っている健康福祉センターがあり、支援施設の充実を図ります。
・クアハウスＮ９をはじめとする健康増進施設などの利用促進を図ります。

⑥公民館（地区会館、コミュニティセンター）

・地域コミュニティ活動や生活文化の振興などを図るため、必要に応じて機能強化を目的とした整備・改修を推進します。

福祉施設・公営住宅分布状況図

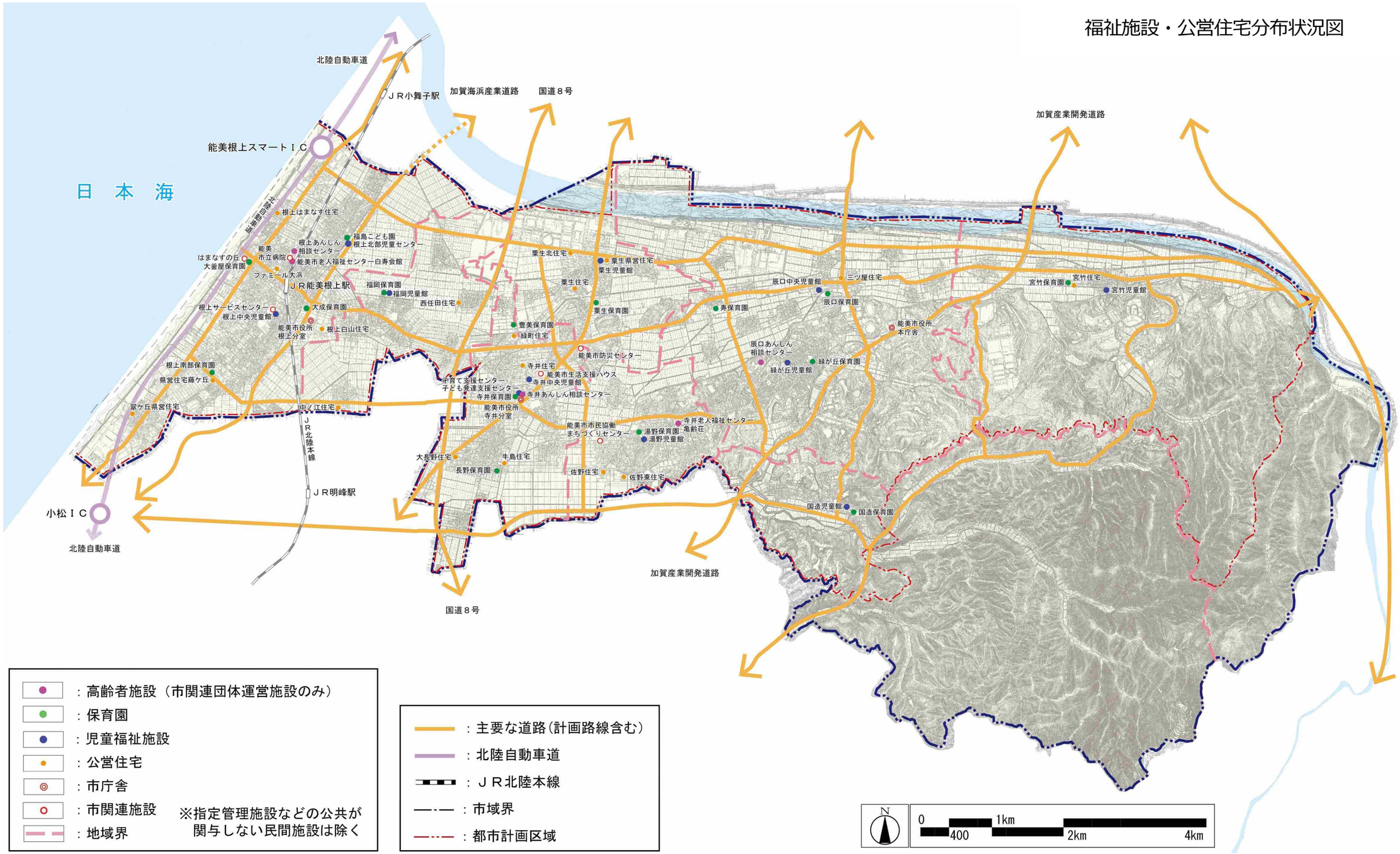

- ：高齢者施設（市関連団体運営施設のみ）
- ：保育園
- ：児童福祉施設
- ：公営住宅
- ：市庁舎
- ：市関連施設
- ：地域界

※指定管理施設などの公共が関与しない民間施設は除く

- ：主要な道路（計画路線含む）
- ：北陸自動車道
- ：ＪＲ北陸本線
- ：市域界
- ：都市計画区域

教育施設・コミュニティ施設分布状況図

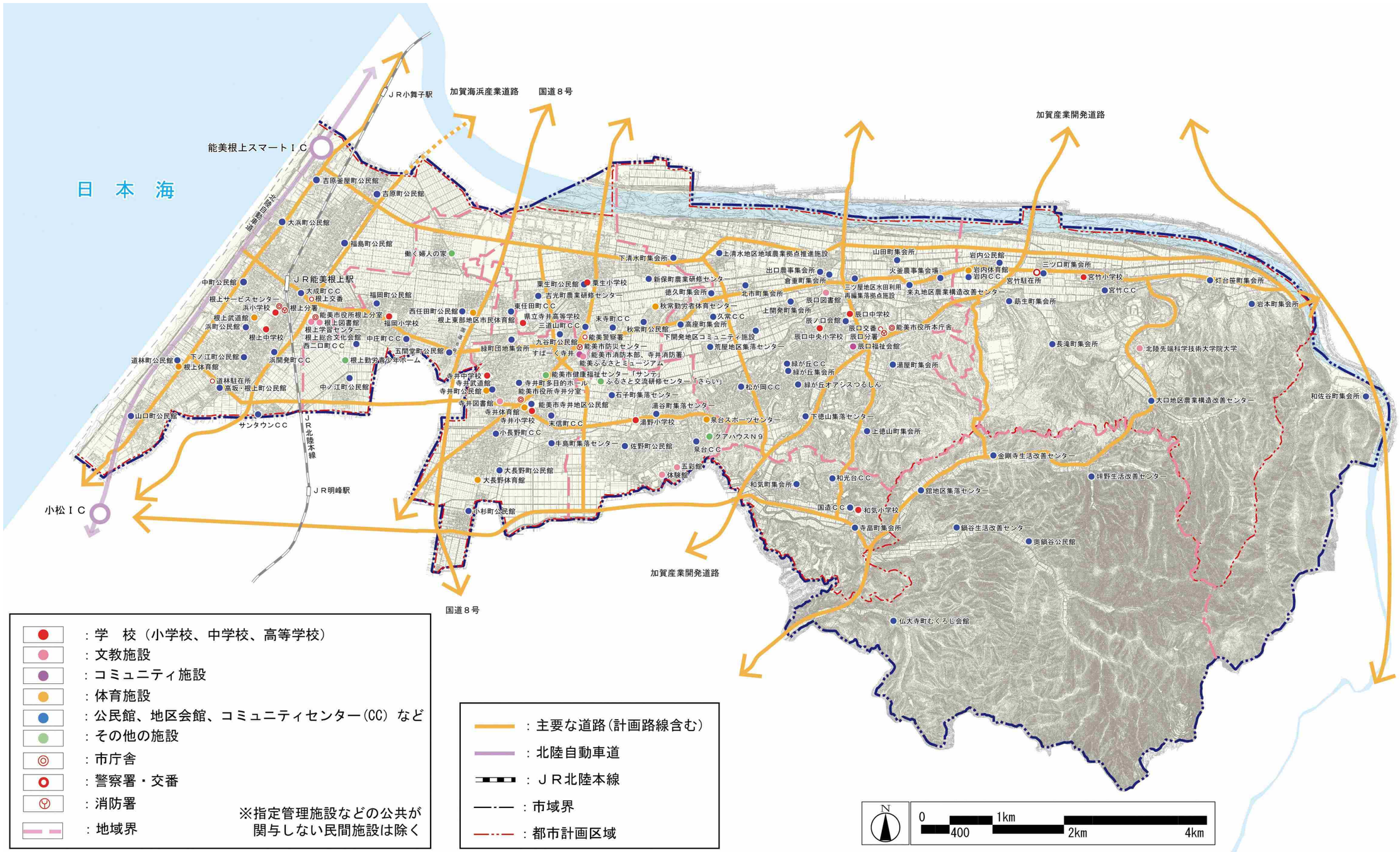

8　自然環境保全および都市環境形成の方針

１）基本的な考え方

・自然と市民が共生する里山の景観と暮らしの継承を推進するため、海山川の生態系の保全と生物多様性の確保に努めるとともに、これらの自然を活かした環境保全活動・学習などを推進します。
・地球温暖化、大気汚染や水質汚染、ごみ問題など地球規模のものから家庭での日常生活にいたるまで問題は多様化しており、環境への有害な影響を極力低減した環境負荷の少ない循環型社会の形成を推進します。
・官民が一体となって環境保全活動や環境美化活動を促進し、きれいで住みやすいまちづくりを推進します。

【石川海岸の清掃状況】

２）自然環境保全および都市環境形成の方針

（１）自然環境の保全方針

①田園地区（農地、集落部）

・農地は、新鮮な農産物の供給だけでなく、良好な景観の形成、国土・環境の保全などの多様な機能を有することから、その保全を図ります。
・耕作放棄地や遊休農地の市民農園等への活用を促進し、農村の活性化を図るとともに、環境に優しい農業や地域ぐるみの農村環境保全対策を推進します。

②レクリエーション地区（伝統・文化地区、史跡地区、運動公園、放牧場など）

・本市の伝統・文化や史跡等の文化財は貴重な資源であり、古墳群等や周囲の自然を保全するとともに、観光客や市民の憩いの場として活用を図ります。
・運動公園は、市民の健康増進や集い・憩いの場であり、自然環境と調和するよう、適切な維持管理に努めます。

③海岸地区

・松林や砂浜などの自然の再生と積極的な保全を図ります。
・各種施設整備にあたっては、保安林を保全し周囲の自然環境と調和するよう配慮します。

④手取川沿岸地区

・手取川は地域の風土や文化等を育んできた暮らしの源であり、手取川を含む沿岸地区を自然の植生や生態系を身近に学べる親水空間として、また、水生生物の貴重な住みかとして保全・整備を図ります。

⑤里山地区（一部、都市計画区域外を含む）

・里山を大切に思う人や企業等が、里山の景観や文化などを「守る・深める・活かす」をキーワードとした活動を展開し、里山の保全とコミュニティの維持を図ります。

⑥山間地区（都市計画区域外）

・森林管理と同時に無秩序な開発を抑制し、森林の保全と生物多様性の確保等に努めます。

（2）都市環境形成の方針

・市街地および市街地周辺の田園・里山地区では、用途地域等の地域地区制度や「能美市の適正な土地利用に関する条例」などの土地利用制度の適切な運用により、豊かな自然と共生した秩序ある都市環境の形成に努めます。

・住宅地や商業地、工業地においては、地区計画などの活用により、敷地内での緑化を進めるとともに、公共施設においても積極的な緑化を行い、うるおいある都市環境の向上を図り都市全体の緑化を推進します。

・環境と共生した都市づくりとして、都市の消費するエネルギーを削減するために、再生可能エネルギーの利活用や省エネの促進とともに、廃棄物の削減およびリサイクルを推進し、環境負荷の低減を図ります。

・工場などからの公害については、定期的な調査および測定による公害の発生を未然に防ぐ監視を行い、基準等に適合しない場合は企業に対して適切な指導を行います。

・身近な環境から地球環境まで山積する環境問題に対する関心を深めるために、市民の環境保全に対する認識を高める環境教育を推進します。

【市民による環境学習】

9　都市景観形成の方針

１）基本的な考え方

・海山川の美しい自然景観やうるおいある生活環境等の維持・創出に向け、市民・事業者・行政の協働による景観まちづくりを推進するため、景観計画の導入を検討します。
・いしかわ景観総合条例に基づき、景観形成重要地域である加賀産業開発道路沿線においては、里山景観等の保全に努め、市内全域で歴史・文化と自然を活かした景観形成に取り組むとともに、公共施設や沿道の緑化を推進します。
・土地区画整理事業等で計画的に開発された地区においては、地区計画や建築協定などの設定を促進します。

【福島しらさぎの里】

２）都市景観形成の方針

（１）自然景観

①海岸部（海岸景観地区）

・砂浜の浸食防止対策として離岸提の設置などにより海岸線が復元されつつあります。今後は、松林やハマナス群落などの海浜植物の保護や市民との協働による松林の再生など、環境保全と一体となった景観形成を推進します。

【石川海岸】

②河川部（手取川沿岸景観地区）

・手取川沿岸には、植生や生態系を身近に学べる手取川水辺プラザが整備され、ボランティアを中心として景観を保全するよう維持管理を促進します。
・護岸整備にあたっては、景観に配慮した多自然型護岸などの整備とともに、河川敷の有効活用を推進します。

【手取川のカワラハハコ群落】

③丘陵部

Ａ. 里山部（里山景観地区）

・丘陵部縁辺には豊かな自然と共生した里山があり、里山のコミュニティの維持とともに、里山景観を保全します。

Ｂ. 中山間部（中山間景観地区）

・山間部には七ツ滝など水と緑の調和したすばらしい自然景観があり、次世代に継承するよう保全に努めます。

【七ツ滝】

（２）市街地景観（市街地景観地区）

①既存市街地

・家屋が密集し防災上問題がある地区や住工混在地区では、落ち着きや親しみやすさなどの魅力を顕在化させるため、地区の再整備等を促進し、快適な住環境と良好な景観形成を図ります。

・新たに立地する建物や広告・看板については、既存のまちなみ景観と調和したものへ誘導を図り、地域住民が愛着の持てる住宅地景観の形成を図ります。

・旧街道筋である北国街道において当時の面影が残っている箇所については、必要に応じて保全策を検討します。

②幹線道路沿道部

・公共施設、大型建築物、商業施設などは、建築物の意匠・色彩などへの配慮や植樹などにより、うるおいと統一性のある景観形成を図ります。

・景観を阻害する大型看板などについては、良好な景観を保全するため適切に規制誘導を図ります。

【市街地沿道部の景観】

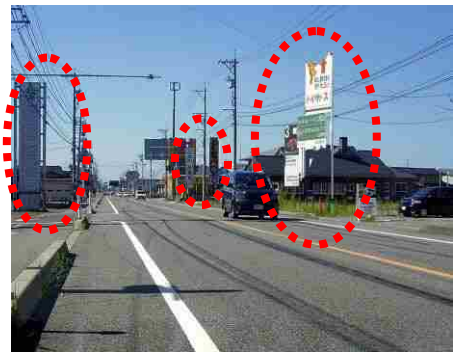

【大型看板撤去等のイメージ】

③地域中心商業地

・建物の看板や意匠の統一、街路樹の植栽、ポケットパークの整備等により、歩行者が回遊できる魅力的な商業空間の形成を図ります。

・景観を阻害する広告物や駐車・駐輪を防止し、美観の向上を促進します。

④健康ロード

・千本の桜並木が続く 10km の健康ロードが整備され、市民の憩いの歩行空間となっており、市民の健康寿命の延伸と「能美電」の歴史を継承し、ふるさと愛の醸成を図るために、ハード・ソフト両面から再整備を行うとともに、水田と調和した桜の維持管理および保全を図ります。

【健康ロード】

（３）史跡景観（史跡景観地区）

・能美平野中央部にある５つの独立丘陵上に 62 基もの古墳が群在する能美古墳群は、北陸有数の古墳群として国史跡に指定されており、これらの史跡景観に調和した周辺住環境を保全します。

・高坂山にある史跡根上松には、旧根上町町名由来の黒松（２代目）があり、樹高 14m、推定樹齢 110 年、根が地上から 0.6m隆起しています。史跡の西側には駐車場や遊歩道などが整備され、その保全や周辺住環境の維持を図ります。

【秋常山古墳群】

【根上松】

（４）田園景観（田園景観地区）

・本市における田園景観は、白山を背景に点在する集落と広範な田畑で構成され、住民の心をなごませる大切な景観資源であるとともに、貯水などの多面的機能の面からも重要な区域です。このため、田園集落内においては、集落機能の維持・活性化を図りながら、田園景観を保全します。

（５）眺望景観（眺望景観地区）

・本市の景観的な特性として、市内のどこからでも見られる白山眺望があげられます。このため、白山への眺望が優れた地点についてはその眺望を阻害しないよういしかわ景観総合条例等により、各種規制・誘導を図ります。

【田園部からの白山眺望】

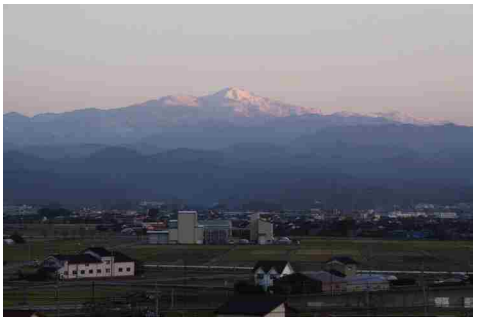

景観形成方針図

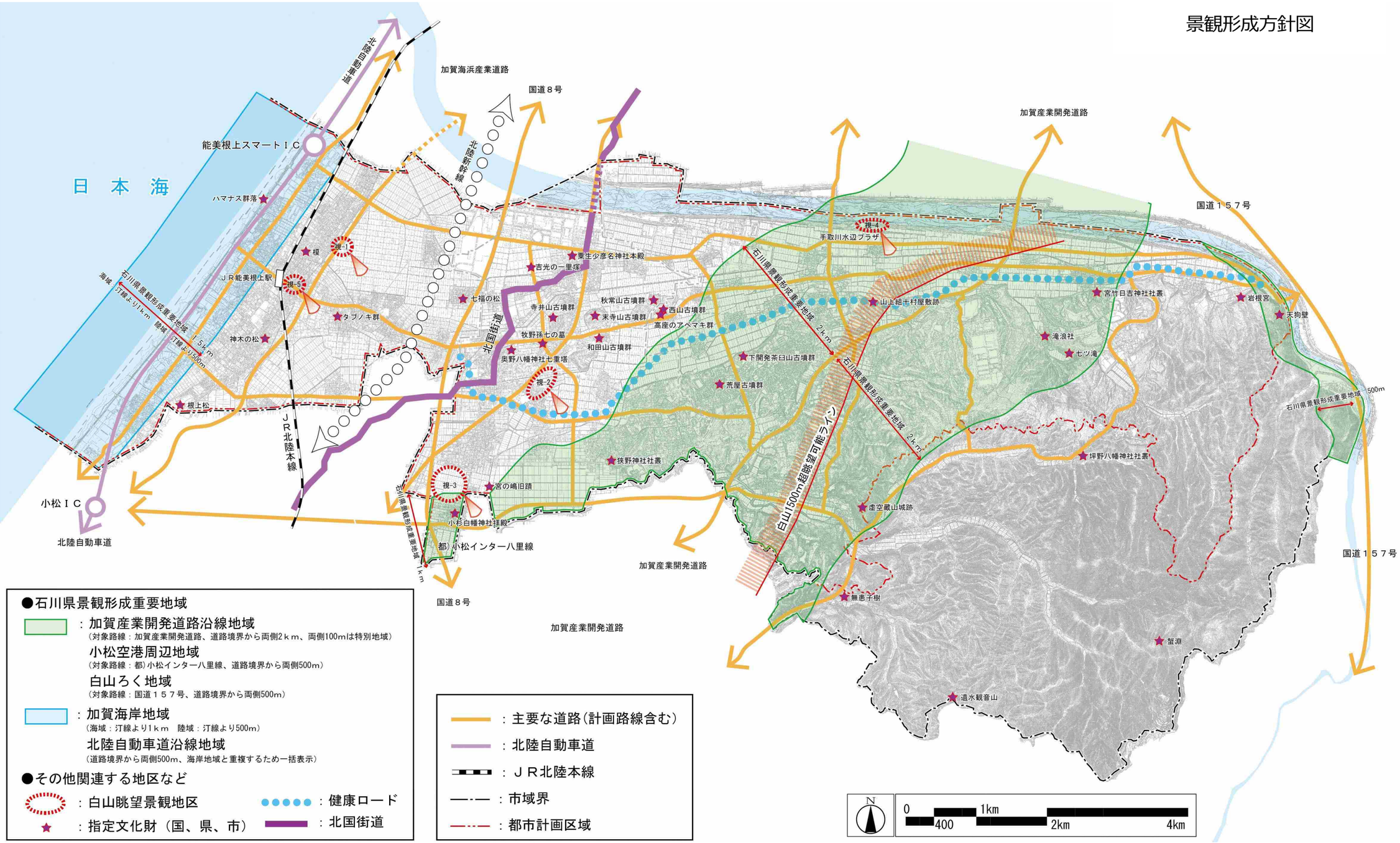

●石川県景観形成重要地域

：加賀産業開発道路沿線地域
（対象路線：加賀産業開発道路、道路境界から両側2ｋｍ、両側100mは特別地域）

小松空港周辺地域
（対象路線：都）小松インター八里線、道路境界から両側500m）

白山ろく地域
（対象路線：国道１５７号、道路境界から両側500m）

：加賀海岸地域
（海域：汀線より1ｋｍ　陸域：汀線より500m）

北陸自動車道沿線地域
（道路境界から両側500m、海岸地域と重複するため一括表示）

●その他関連する地区など

：白山眺望景観地区

：指定文化財（国、県、市）

：健康ロード

：北国街道

：主要な道路（計画路線含む）

：北陸自動車道

：ＪＲ北陸本線

：市域界

：都市計画区域

N

0　400　1km　2km　4km

10　都市防災の方針

1）基本的な考え方

・市民が安心して暮らせる災害に強いまちづくりを実現するために、民間住宅をはじめとする建築物等の耐震化を促進するとともに、ハザードマップの定期的な見直しなどによる災害対応機能の向上、市民への防火防災意識の普及啓発や防災体制の強化など、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策を推進します。また、雪害対策として機械除雪等の強化を推進します。
・地域における消防・防災や防犯・交通安全に関わる活動を強化するとともに、官民が連携した空き家・空き地の適切な維持管理と有効活用を図ります。

【大雪に対する官民連携の対応】

2）都市防災の方針

（1）火災対策

・木造住宅が密集する延焼危険度が高いと考えられる区域については、消火活動等の向上を目指し、区画道路、オープンスペース、壁面などの不燃化、緑化の促進、消火栓の適切な配置など、生活区域レベルでの防火対策を推進します。

（2）震災対策

・本市の自然的・社会的条件から地震に対する危険性を把握し、緊急輸送路の確保や災害情報提供を行い、能美市耐震改修促進計画に基づき、市民の防災意識の向上を図ります。
・建築物・構造物、特に道路橋、河川、上下水道等の公共施設については、その耐震性向上により安全性の確保を図ります。
・公共性が高い建築物である学校、保育園、公的機関の施設、住民活動施設等については、建築時期や緊急性を勘案し、重点的に耐震性の向上を図るとともに、室内空間の安全性を確保します。

（3）浸水対策

・河川改修等のハード面での対策に加え、ソフト対策として、洪水が発生した場合の浸水想定区域や円滑な避難活動を促すための避難場所を示したハザードマップを活用し、流域住民への情報提供を行うなど、流域全体で治水対策を推進します。

（4）急傾斜地崩壊危険箇所・大規模盛土対策

・市内東部地区の丘陵地においては、土石流危険箇所が多くあり、大雨などの気象条件により斜面崩壊の危険があります。このような箇所においては自然環境や景観に配慮しながら逐次施設の改良・整備を図ります。
・本市には国の基準に基づく大規模盛土造成地が存在することから、大規模盛土造成地マップによる周知を図るとともに、危険箇所においては滑動崩落対策を推進します。

（５）雪害対策

・雪害対策としては、迅速かつ効率的な機械除雪や融雪機能の強化と適切な維持管理、公共排雪場所の確保等により冬期間の道路交通の確保を図るとともに、他の災害との重複による被害拡大を防ぎます。

（６）その他の災害対策

・津波に対しては、災害発生時の迅速・的確な避難および二次災害の防止に向け「津波ハザードマップ」を活用し、住民への情報提供により、突発的な災害の発生に備えます。
・高速道路における多重事故や鉄道事故、航空機事故、海難事故などのあらゆる大規模事故に備えた消防機関と防災行政の連携および消防機能の強化に努めます。
・自助・共助で大きな役割を果たす自主防災組織の結成に対して支援を行うとともに、防災センターを活用した研修や活動支援による地域防災力の向上を図ります。
・災害時の行政機関における情報収集・伝達を強化するとともに、災害時に必要となる被災情報等を市民、道路利用者等に的確に提供する防災情報システムの構築を推進します。

（７）避難路・避難場所の整備

・幹線道路や生活道路の計画的整備と併せ、安全に避難場所へ退避できるよう避難路の整備および避難場所の機能強化を図っていきます。

（８）ライフライン対策

・災害時においても市民生活の維持のために必要不可欠なライフラインを確保するため、幹線的なライフラインの耐震化を促進するとともに、ライフラインが途絶した場合を想定し、緊急にバックアップできるよう、河川、下水道の再生水等の活用による緊急時の消火、生活用水の確保を図ります。

（９）防犯・交通安全対策

・防犯効果の向上が見込まれる環境面に配慮したＬＥＤ灯を推進するとともに、関係機関と連携した防犯意識の啓発や防犯パトロールの強化、それらを補完する防犯カメラの設置に取り組みます。
・交通安全対策として、交通安全施設の充実や歩行者・自転車のための安全・安心な道路整備を推進するとともに、高齢者の運転免許の返納の促進や街頭指導などの地域における交通安全活動の強化、交通安全教育等を実施します。
・市民・各種団体・警察・行政が連携を密にし、犯罪や交通事故を防止するための活動を引き続き実施していきます。

（１０）空き家・空き地対策

・今後増加が予測される空き家・空き地については、「能美市空家等対策計画」に基づき、空き家バンクをはじめとする空き家・空き地の活用制度等による有効活用を図るとともに、利活用の見込みがない老朽建築物の除却を推進します。
・周辺環境の悪化や所有者不明の空き家・空き地の増加を抑制するため、市民などへの啓発活動を展開します。

洪水・土砂災害ハザードマップ

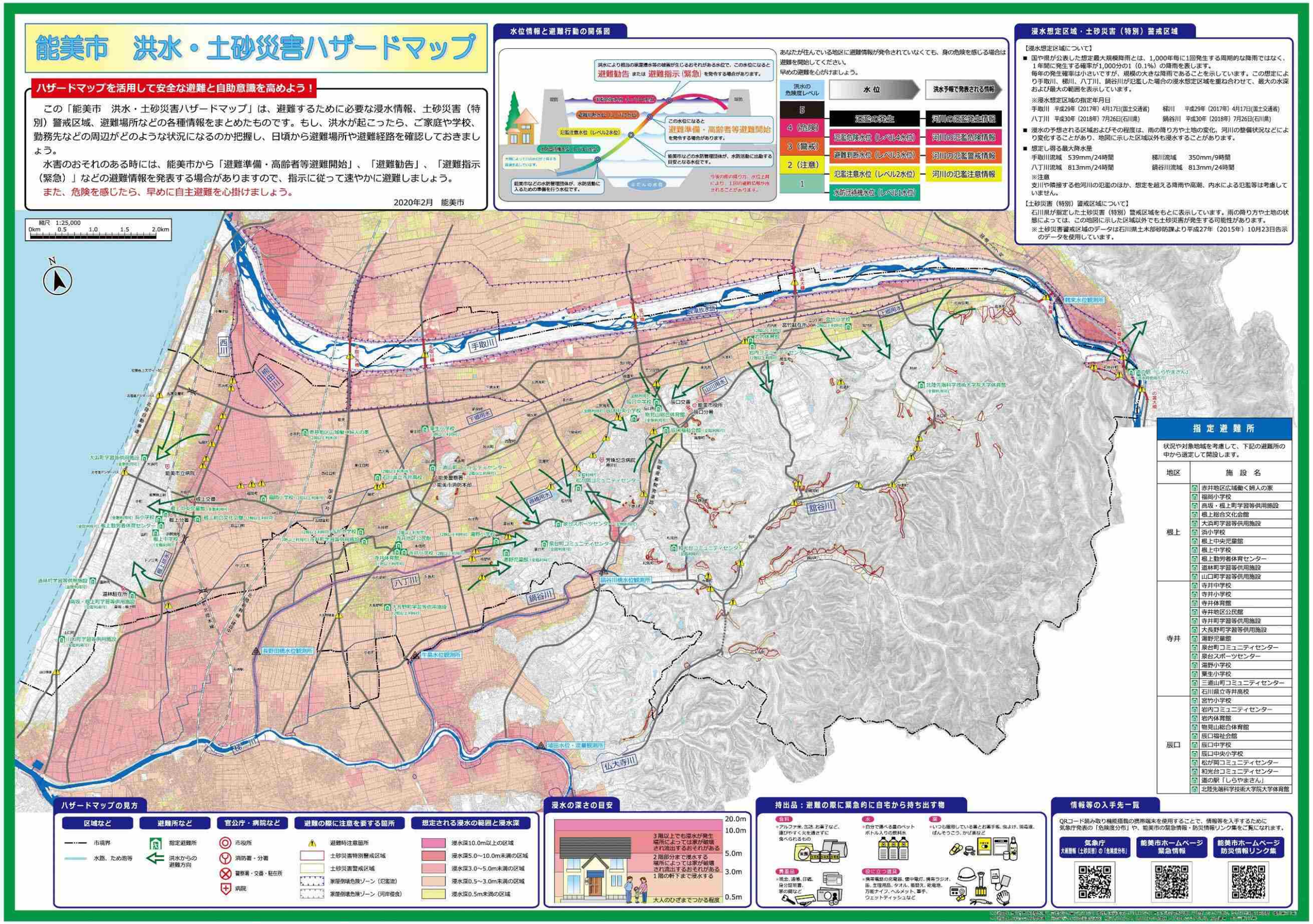

11 市民協働の方針

１）基本的な考え方

・まちづくりの主体は市民※であり、市民や企業、行政等の多様な主体が対等の立場で責任を共有しながら、それぞれの役割分担に応じ、目標の達成に向けて連携する「協働型まちづくり」を推進します。
・多様化・複雑化する地域課題を認識し、「市民力※」と「地域力※」を高め、課題解決に向けた地域ごとの活動を促進するため、情報発信や活動支援などを継続的に実施し、協働体制のさらなる充実を目指します。

【タウンミーティングの様子】

※「市民」とは、能美市に暮らす人、能美市で働く人、能美市にゆかりのある人、全国の能美市ファンの総称
「市民力」とは、自ら考え、行動する力
「地域力」とは、地域の問題を自ら解決できる力や地域の魅力を創出できる力

２）市民協働の推進方針

（１）協働型のプラットフォームづくりの推進

・「協働型まちづくり」を推進するため、まちづくり出前講座の実施や人材育成・研修機会の創出、ＮＰＯ設立支援、ネットワークづくりなどの活動支援により、協働体制のさらなる充実を目指します。
・地域や能美市のために主体的に行動できる人材の確保に向け、協働意識の醸成や啓発活動、ふるさと教育などを推進します。

（２）地域で支え合い、地域をつなげる基盤づくり

・地域住民が身近に集まり話し合う場の創出や地域生活拠点の形成を図るとともに、地域コミュニティ活動やコミュニティビジネスの創出などを支援し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる基盤の検討・具現化を図ります。
・大学や地域おこし協力隊・地域マネージャーなど、まちづくりに主体的に関わる人材との連携や受け入れなどにより、地域の活性化を目指します。

（３）地域情報の発信・ＰＲと広聴の充実

・地域間の交流や連携のより一層の促進をめざし、本市の魅力や各種情報を市内外に積極的かつ分かりやすく提供するとともに、市民や大学、団体、企業など多様な主体間での双方向の情報共有を推進します。
・市民の意見やニーズを的確に把握するため、タウンミーティングや出前講座などによる市民との対話や市民満足度調査、パブリックコメントなどの広聴の充実を図ります。
・「能美市わがまちガイドマップ」として都市計画や施設、防災、道路などの情報を公開していますが、今後はさらなるオープンデータ化を進め、まちづくりへの活用を促進します。